				Y＝マイナス六二〇四七・九四〇メートル）、一〇地点（X＝マイナス二五八〇・九六・八六八メートル、Y＝マイナス六二〇・九・八六三メートル）、一一地点（X＝マイナス二五八〇・七〇・五〇八メートル、Y＝マイナス六二〇一一・〇九メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
松濤園		昭和五十三年文部省告示第百六十二号	福岡県柳川市新外町	一番一のうち実測五五二一・〇九平方メートル、一番二、一番三 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び柳川市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
				立花氏庭園

○文部科学省告示第百四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年九月二十一日

文部科学大臣　中川　正春

名称	所在地	地域
東遊園地	兵庫県神戸市中央区加納町六丁目	三一二番
棲霞園	長崎県平戸市岩の上町字亀岡	一四六〇番一、一四六四番一、一四六四番三

○文部科学省告示第百四十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年九月二十一日

文部科学大臣　中川　正春

名称	所在地	地域
旧石崎氏庭園（石泉荘庭園）	新潟県新発田市大栄町六丁目	乙二三番
同	諏訪町三丁目	甲一八三番

○文部科学省告示第百四十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる登録記念物に同表中欄に掲げる地域を追加して文化財登録原簿に登録するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年九月二十一日

文部科学大臣　中川　正春

上欄		中欄		下欄
名称	関係告示	所在地	地域	名称
伊東氏庭園	平成二十年文部科学省告示第百三十二号	長崎県島原市新町二丁目	一二四番四 長崎県島原市新町一丁目二〇六番と同二丁目二五番第二に挟まれる水路敷のうち実測二・五七平方メートル 備考　水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長崎県教育委員会及び島原市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	旧伊東氏庭園（四明荘庭園）

○文部科学省告示第百四十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観に選定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年九月二十一日

文部科学大臣　中川　正春

名称	所在地	区域	面積
利根川・渡良瀬川合流域の水場景観	群馬県邑楽郡板倉町	群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬、下五箇及び板倉の各一部 一級河川利根川、一級河川渡良瀬川、一級河川谷田川及び渡良瀬遊水地の各一部 備考　地域に関する実測図を群馬県教育委員会及び板倉町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	六〇六・五ヘクタール
佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観	新潟県佐渡市	新潟県佐渡市大倉谷、静平、下黒山、大小、田切須、豊田及び西三川の各一部 二級河川西三川川の全域 二級河川角間川、二級河川笹川川、普通河川十五番川及び普通河川中津川の各一部 備考　地域に関する実測図を新潟県教育委員会及び佐渡市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	五一九・三ヘクタール
奥飛鳥の文化的景観	奈良県高市郡明日香村	奈良県高市郡明日香村大字稲渕、栢森及び入谷の全域 同　祝戸及び阪田の一部 備考　地域に関する実測図を奈良県教育委員会及び明日香村教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	五六五・八ヘクタール